

## 第3章 産業廃棄物対策

# 1 概 説

廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)により一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類のもものが特定されている。平成16年10月には、指定有害廃棄物として、硫酸ピッチが指定された。

表-13 廃棄物の種類と定義

種 類	定 義	
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)	
内 訳	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
	特別管理 一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. PCBを使用する部品 2. ごみ処理施設(処理能力5t/日以上(償却施設は200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上)から生じたばいじん 3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの 4. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの 環境省令で定める、ダイオキシン類の含有量 ① ばいじん、燃え殻又は汚泥：試料1グラムにつきダイオキシン類3ナノグラム ② 廃酸、及び廃アルカリ：試料1リットルにつきダイオキシン類100ピコグラム ③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合)：試料1リットルにつきダイオキシン類100ピコグラム ④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合)：試料1グラムにつきダイオキシン類100ナノグラム 5. 感染性一般廃棄物
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改修又は除去に伴って生じるものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。) 8. 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。) 9. 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。) 10. 食品の製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 11. と畜場法(昭和28年法律第114号)第2条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 12. ゴムくず 13. 金属くず 14. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 15. 鋸さい 16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの断片その他これに類する不要物 17. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) 18. 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) 19. 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第1に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの 20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理 産業廃棄物	輸入廃棄物(1~19の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。) 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油(揮発油類、灯油類、経由類) 2. 廃酸(PH2.0以下) 3. 廃アルカリ(PH12.5以上) 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物

平成18年度に実施した実態調査により平成17年度に大阪市域から排出された産業廃棄物の量は約6,093千トンあり、そのうち5,972千トン(98.0%)が中間処理され、2,440千トン(40.0%)の残さが生ずる。この残さ量の約90%を含めた2,285千トン(37.5%)が再利用され、276千トン(4.5%)は埋立処分等最終処分されている。

産業廃棄物の中には、環境や人の健康に影響を及ぼす有害物質を含むものがあり、これらの処理にあたっては、無害化、二次公害の防止など万全の環境保全の措置をとる必要がある。

また、循環型社会の形成に向けて資源化、再生利用とともに減量化の推進が要請されている。

大阪市においては、「大阪市産業廃棄物処理計画」に基づき規制指導等を行うことにより、適正処理を期している。

図-11 産業廃棄物排出量及び処理状況(平成17年度)

(単位:千トン)

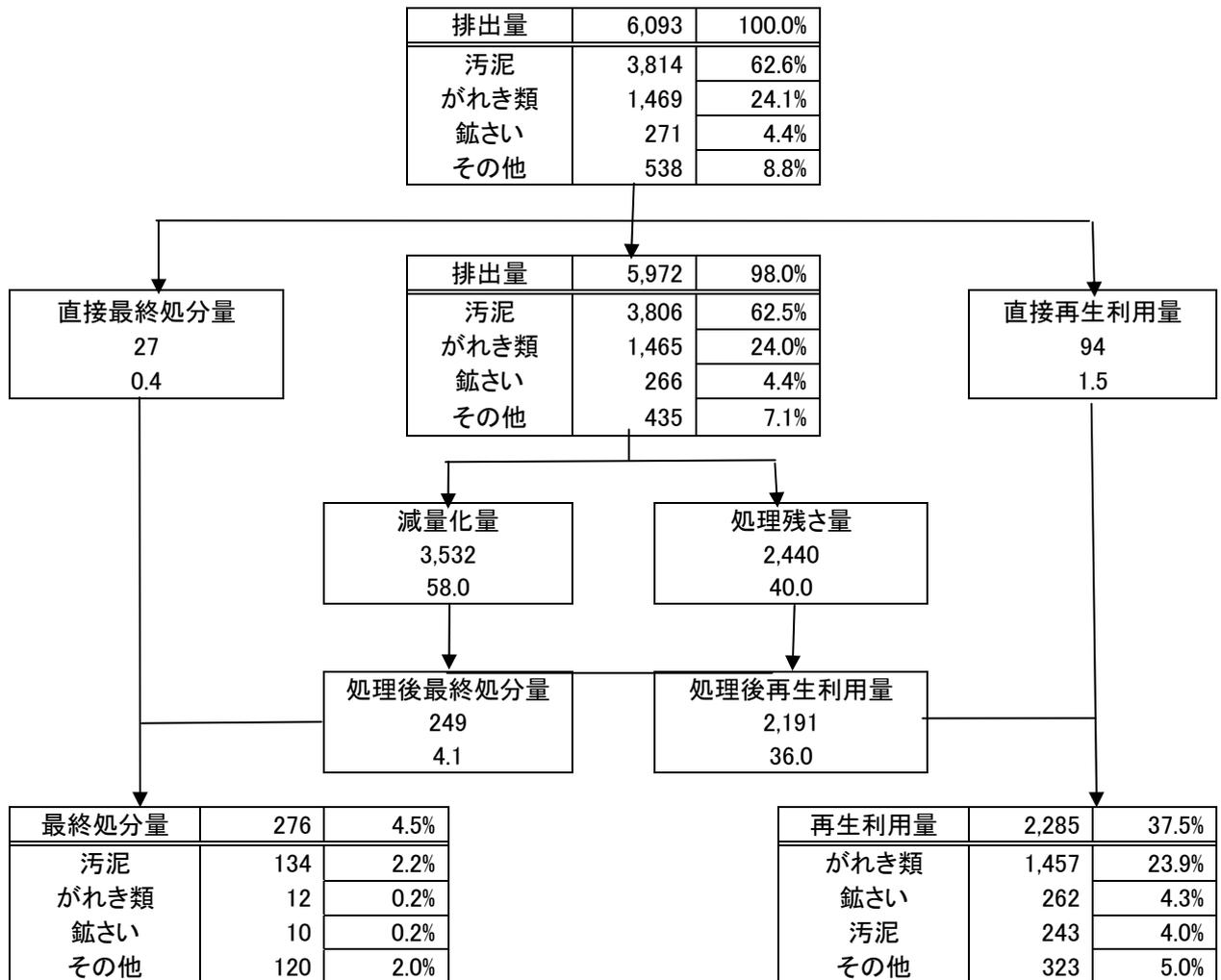
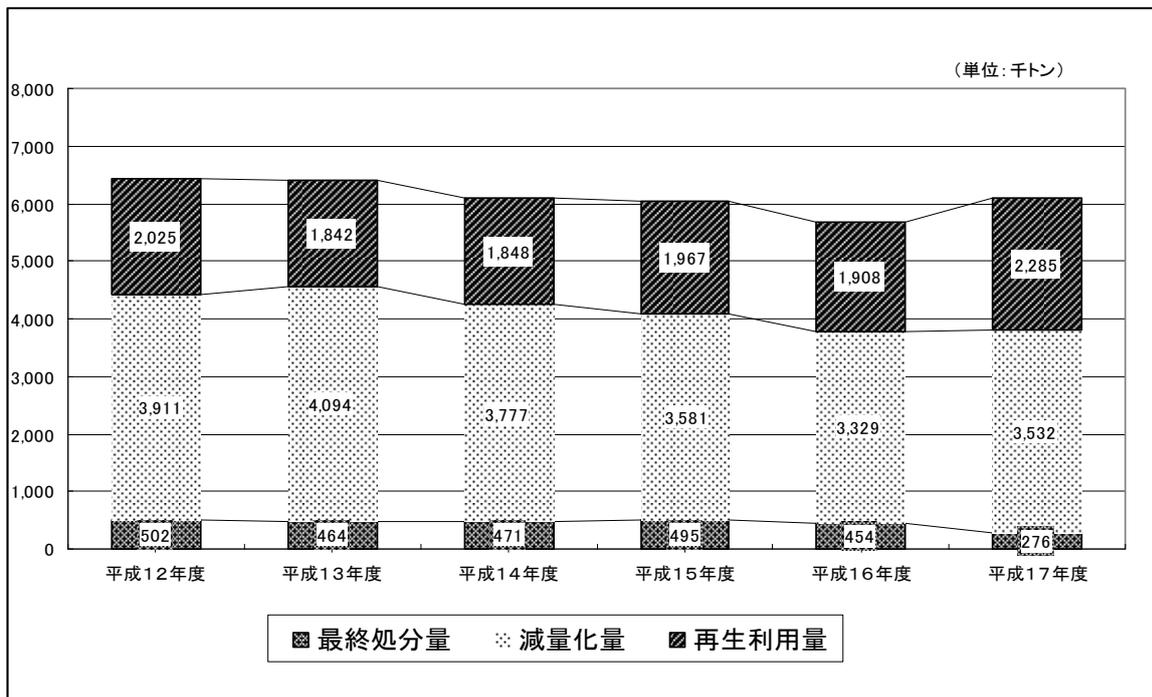


図-12 産業廃棄物処理状況の比較



## 2 適正処理指導

### (1) 排出事業者に対する規制指導

事業者は、その産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(事業者処理責任の原則)

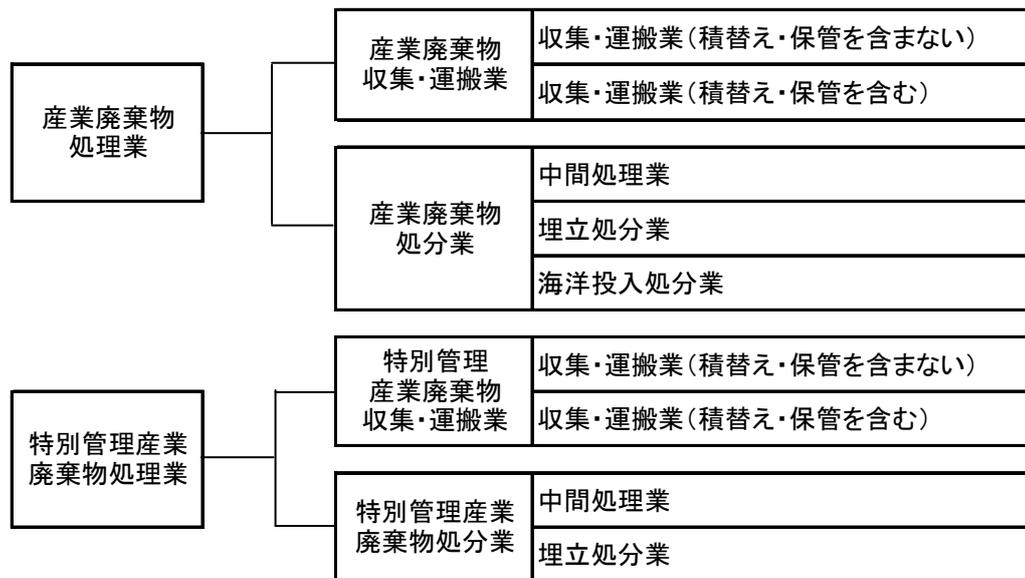
なお、処理にあたっては、保管、収集運搬、処分の基準や委託の基準など各種の基準等を遵守しなければならないこととなっている。

本市では、感染性産業廃棄物や特定有害産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物を排出する恐れのある事業場及び産業廃棄物を多量に排出する事業場を中心に立入検査を行うとともに(平成18年度 100件)、報告の徴収、説明会の実施などにより、適正処理を指導している。

## (2) 産業廃棄物処理業者に対する規制指導

産業廃棄物の収集、運搬または処分を業として行おうとする者は、廃棄物処理法に基づき、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市（法第24条の2に基づく政令で定める市）にあつては市長）の許可を受けなければならない。

本市における産業廃棄物処理業の許可業者数は、平成19年3月末現在で4,767業者であり、また、特別管理産業廃棄物処理業の許可業者数は、平成19年3月末現在で520業者である。その業種別及び取扱廃棄物別の許可状況は、表-14のとおりで、次の図は産業廃棄物処理業の業務の種別である。



また、産業廃棄物再生利用業者は、平成19年3月末現在で11業者である。

これらの業者について、立入検査を実施するとともに（平成18年度 収集運搬業者67件、処分業者317件）、研修会の実施、報告の徴収などにより適正処理を指導している。

表－14－1 産業廃棄物処理業許可状況

(平成19年3月末現在)

業務の種類	許可業者数		廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,601	取扱産業廃棄物別許可件数	1. 燃 え 殻	196
収集運搬(積替え・保管を含む)	70		2. 汚 泥	1,344
中間処理	95		3. 廃 油	883
埋立処分	0		4. 廃 酸	515
中間処理・海洋投入処分	1		5. 廃 アルカリ	521
			6. 廃プラスチック類	4,054
			7. 紙 く ず	2,873
			8. 木 く ず	3,276
			9. 繊維 く ず	2,732
			10. 動植物性残渣	565
			11. 動物性固形不要物	2
			12. ゴ ム く ず	3,097
			13. 金 属 く ず	3,887
			14. ガ ラ ス く ず	4,202
			15. 鋳 さ い	163
			16. が れ き 類	4,202
			17. 動物のふん尿	3
			18. 動物の死体	3
			19. ば い じ ん	113
			20. 処分するために 処理したもの	322
許可業者数合計	4,767		合 計	32,953

(注) 平成18年度の許可件数435件(新規許可)

表－１４－２ 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成１９年３月末現在)

業 務 の 種 類	許 可 業 者 数		廃棄物の種類	許可件数
収集運搬（積替え・保管を含まない）	484	取 扱 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 別 許 可 件 数	1. 廃 油	260
収集運搬（積替え・保管を含む）	13		2. 廃 酸	281
中 間 処 理	23		3. 廃 アルカリ	255
埋 立 処 分	0		4. 感染性産業廃棄物	128
			5. 廃 P C B 等	13
			6. P C B 汚 染 物	14
			7. P C B 処 理 物	1
			8. 指定下水道汚泥	0
			9. 鉍 さ い	10
			10. 廃 石 綿 等	68
			11. は い じ ん	43
			12. 燃 え 殻	26
			13. 汚 泥	148
			14. 処分するために 処理したもの	0
許 可 業 者 数 合 計	520		合 計	1,247

(注) 平成１８年度の許可件数５４件（新規許可）

### (3) 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物の減量化、無害化等の中間処理や最終処分を行うため産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、許可を受けなければならない。

その設置状況は表１５のとおりである。

### (4) 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄があった場合、現場確認のうえ、必要に応じて不法投棄物の採取分析を行い、投棄者・委託者または土地の管理者等に対し、原状回復の指導を行っている。

表－15 産業廃棄物処理施設（設置状況）

（平成18年3月末現在）

処理施設の種類（処理能力等）	施設数
1. 汚泥の脱水施設（10m <sup>3</sup> /日超）	17
2. 汚泥の乾燥施設（10m <sup>3</sup> /日超）	1
3. 汚泥の焼却施設（5m <sup>3</sup> /日超又は200kg/時以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	6
4. 廃油の油水分離施設（10m <sup>3</sup> /日超）	2
5. 廃油の焼却施設（1m <sup>3</sup> /日超又は200kg/時以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	8
6. 廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m <sup>3</sup> /日超）	1
7. 廃プラスチック類の破碎施設（5t/日超）	8
8. 廃プラスチック類の焼却施設（100kg/日超以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	9
9. 木くず又ははがれき類の破碎施設（5t/日超）	53
10. 汚泥コンクリート固型化施設	0
11. 水銀又はその他の化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
12. シアン化合物の分解施設	0
13. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	0
14. 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物焼却施設	0
15. 廃PCB又はPCB処理物分解施設	2
16. PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設	2
17. 産業廃棄物の焼却施設（200kg/時以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	15
18. 管理型最終処分場	(2) 3
計	(2) 127

（注）1. 産業廃棄物処理業者の処理施設を含む。

（注）2. ( ) は法改正以前から設置されている施設で、許可対象外。

#### (5) 産業廃棄物焼却施設に対するダイオキシン類対策

平成14年12月から焼却施設の構造基準及び維持管理基準が強化された。立入調査を行い、ダイオキシン類の排出抑制指導を進める。

#### (6) 感染性廃棄物処理対策

昭和62年に病院内で医師がB型肝炎に感染した疑いで死亡する事故が発生したことを機に、廃棄物処理に従事する者がB型肝炎やエイズ等に二次感染するという不安が広がり、医療機関から排出される医療廃棄物の適正な処理の確保が求められるようになった。このため旧厚生省では平成元年11月に「医療廃棄物処理ガイドライン」

を策定した。

本市においては、平成2年10月1日から同ガイドラインを実施し、その周知に努めるとともに、医療関係機関に対して医療廃棄物の適正処理を指導してきた。なお、平成4年の法改正に伴い、平成4年8月13日付けで同ガイドラインは、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に改訂（平成16年3月一部改正）されたので、現在は同マニュアルに基づき感染性廃棄物の適正処理の指導を行っている。

#### **(7) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）**

平成14年7月に使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定された。この法律では既存の関連事業者は明確に役割分担され、引取業者及びフロン類回収業者は登録制、解体業者及び破砕業者は許可制となり、平成16年7月1日から許可制度に関する部分が一部施行された。平成17年1月1日から本格施行され電子マニフェスト制度等が開始されている。当局においては、登録・許可事務及びこれらの関連事業者に対する使用済自動車にかかる資源の有効利用の確保等についての指導を行っている。

#### **(8) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理**

PCBはカネミ油症事件を発端に、その毒性が問題となって昭和47年には製造中止になり、使用済のPCB廃棄物の処理ができないまま現在に至っている。

平成13年6月に国では「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法」（以下、「PCB廃棄物特別措置法」と略す。）を制定し、処理には日本環境安全事業（株）を活用することにした。

日本環境安全事業（株）では、平成15年2月に大阪事業の実施計画について国から認可を受け、平成18年10月からPCB廃棄物の処理を開始している。

一方、本市では市民・事業者・行政の信頼機関に立脚した事業の推進を図るため、平成15年9月に「大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会」を設置し、委員会を通じて広く情報公開等に努めている。

また、平成17年3月に、PCB廃棄物特別措置法に基づく「大阪市PCB廃棄物処理計画」を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図ることとされている。

### 3 告示産業廃棄物

産業廃棄物については、排出者たる事業者が自らの責任において処理しなければならないことになっているが、中小企業が多く、しかも過密化した大阪市においては事業者が個々に処理することは容易でないため、環境保全・零細企業対策の見地から、本市内の零細企業者に限って一般廃棄物と併せて処理することができる固形廃棄物の処分のみを有料で行っており、その廃棄物として次の7種類を指定している。

表－16

種	類
1.	紙くず
2.	木くず
3.	繊維くず
4.	廃プラスチック類
5.	ゴムくず
6.	金属くず（ただし、1, 2, 3, 4, 5又は7及び金属くずの混合物又は複合体に限る。）
7.	ガラスくず、陶磁器くず（ただし、1, 2, 3, 4, 5又は6及びガラスくず又は陶磁器くずの混合物又は複合体に限る。）

### 4 公共関与

#### (1) 大阪湾広域臨海環境整備センター事業

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人として「広域臨海環境整備センター法」に基づき、「大阪湾広域臨海環境整備センター」が昭和57年3月に設立されました。本市は、関係地方公共団体及び関係港湾管理者として出資を行っている。

同センターでは、I期計画として尼崎沖と泉大津沖の2か所に廃棄物の埋立処分場を建設し、尼崎沖処分場は平成2年1月から、泉大津沖処分場は平成4年1月から受け入れを行っている。

またII期計画として平成13年12月より神戸沖処分場にて廃棄物の受け入れを開始した。さらに、平成13年7月に、大阪沖処分場の埋立免許が認可され、現在、受け入れ開始に向け護岸工事を進めているところである。

表－１７ 広域処分場の位置及び規模

埋立場所名	位 置	規 模	
		面積 (ha)	埋立容積(万 m <sup>3</sup> )
泉 大 津 沖 埋 立 処 分 場	堺泉北港 泉大津市汐見町地先	203	3,100
尼 崎 沖 埋 立 処 分 場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神 戸 沖 埋 立 処 分 場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大 阪 沖 埋 立 処 分 場 ( 建 設 中 )	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400